

定 款

株式会社 ヨシタケ

第1章 総 則

（商 号）

第1条 当社は、株式会社ヨシタケと称し、英文では Yoshitake Inc. と表示する。

（目 的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 流体調節弁の製作販売
2. 高熱高圧低温低圧流体等に関する化学機械および一般機械器具の設計ならびに製作販売
3. 機械器具の委託販売
4. 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、45,331,756株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2.会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3.株主の保有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類お

よび連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議要件）

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役および取締役会

（取締役の員数）

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

（取締役の選任）

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集）

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

- ② 社長は、当会社を代表する。
- ③ 取締役会の決議をもって、社長のほか当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第24条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- ② 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第28条 当会社の監査役は、監査役会の同意を得て、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、監査役会の同意を得て、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

（事業年度）

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（期末配当金）

第38条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第40条 期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社は支払の義務を免れる。

附則

第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。